

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                            | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明         |
|-----------|-------------------------------|--|--|------|-------------------|
| 令和5年10月4日 | II-1 いつ時点の計数か                 | 2022/9/1   | 2023/8/1   | 事後   |                   |
| 令和5年10月4日 | II-2 いつ時点の計数か                 | 2022/9/1   | 2023/8/1   | 事後   |                   |
| 令和5年10月4日 | I-4 ②法令上の根拠                   | (情報提供事務)<br>番号法第19条第7項 別表第二 16, 56の2, 57, 87, 116の項<br>(情報照会事務)<br>番号法第19条第7項 別表第二 10, 11, 12, 16, 20, 53, 108, 109, 110の項 | (情報提供事務)<br>番号法第19条第8号 別表第二 16, 56の2, 57, 87, 116の項<br>(情報照会事務)<br>番号法第19条第8号 別表第二 10, 11, 12, 16, 20, 53, 108, 109, 110の項   | 事後   |                   |
| 令和8年3月27日 | I-1 ②事務の概要                    | -  | ⑨Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務<br>・情報連携のため、本町は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。<br>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。<br>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。<br>上記を追加 | 事後   | システムPMHの導入に伴う追加記載 |
| 令和8年3月27日 | I-1 ③システムの名称                  | -  | 「Public Medical Hub(PMH)」の追加   | 事後   | システムPMHの導入に伴う追加記載 |
| 令和8年3月27日 | I-3 法令上の根拠                    | 番号法第9条第1項 別表第一 8項, 11項, 12項, 14項, 34項, 47項, 84項<br>条例制定(番号法第9条第2項)   | 番号法第9条第1項 別表 8, 9, 20, 21, 22, 50, 51, 66, 67, 117の項   | 事後   |                   |
| 令和8年3月27日 | I-4 ②法令上の根拠                   | (情報提供事務)<br>番号法第19条第8号 別表第二 16, 56の2, 57, 87, 116の項<br>(情報照会事務)<br>番号法第19条第8号 別表第二 10, 11, 12, 16, 20, 53, 108, 109, 110の項 | (情報提供事務)<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11, 15, 20, 37, 42, 75, 80, 81, 125, 144, 155, 161の項<br>(情報照会事務)<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14, 15, 16, 37, 75, 89, 90, 125, 144, 145, 146の項   | 事後   |                   |
| 令和8年3月27日 | I-5 ①部署                       | 保健福祉課  | 保健福祉課, こども未来課  | 事後   |                   |
| 令和8年3月27日 | I-5 ②所属長の役職名                  | 保健福祉課長   | 保健福祉課長, こども未来課長  | 事後   |                   |
| 令和8年3月27日 | II-1 いつ時点の計数か                 | 2023/8/1   | 2026/2/1   | 事後   | 基準日の変更            |
| 令和8年3月27日 | II-2 いつ時点の計数か                 | 2023/8/1   | 2026/2/1   | 事後   | 基準日の変更            |
| 令和8年3月27日 | IV-8人為的ミスが発生するシ<br>ルクへの対策は十分か | -  | 十分である  | 事後   | 様式変更に伴うもの         |
| 令和8年3月27日 | IV-8判断の根拠                     | -  | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。   | 事後   | 様式変更に伴うもの         |
| 令和8年3月27日 | IV-11もっとも優先度が高いと<br>考えられる対策   | -  | 9)従業者に対する教育・啓発   | 事後   | 様式変更に伴うもの         |
| 令和8年3月27日 | IV-11判断の根拠                    | -  | 事務取扱者、事務責任者等へ研修を計画的に実施し、特定個人情報に対する職員全体の意識高揚を図っている。   | 事後   | 様式変更に伴うもの         |
|           |                               |  |  |      |                   |